

近畿中部防衛局入札監視委員会運営規則を次のように定める。

平成20年 5月 9日

近畿中部防衛局長 増田慎吾

近畿中部防衛局入札監視委員会運営規則

改正 平成21年4月1日 近畿中部防衛局達第1号

改正 令和5年3月31日 近畿中部防衛局達第3号

(趣旨)

第1 本規則は、入札監視委員会設置要綱（防整施（事）第152号。28.3.31。以下「通達」という。）第1の規定に基づき設置された入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(会議の開催等)

第2 会議は、通達第2の審議に関し、原則として、四半期ごとに開催することとし委員長が招集する。また、会議は、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

なお、通達第2第1項第1号ア及び第2項第1号の審議の対象とする契約について委員長が指名する委員が会議の2週間程度前までに、報告書式を参考に入札又は契約方式ごとに審議案件を抽出する。

2 委員会は、通達第2第1項第3号及び第2項第3号に規定されている再苦情処理等に関する審議について、契約実施機関の長から依頼があった場合には、概ね50日以内に、これを審議し、その結果を近畿中部防衛局長に報告する。

3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に関係者の出席を求め意見を述べさせることができる。

4 委員長は、会議を緊急かつやむを得ない事情により開催することができない場合は書類の回議をもって会議の開催に代えることができる。

(意見の具申又は勧告)

第3 委員会は、通達第2第1項第1号ア及び第2項第1号の審議において、参加資格の設定の経緯、指名及び落札者決定の経緯並びに随意契約の相手方選定の経緯等について不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要に応じて、近畿中部防衛局長に対して意見の具申又は勧告を行う。

2 委員会は、通達第2第1項第2号及び第2項第2号の審議に関し、必要に応じて入札の執行、延期又は取りやめ並びに契約締結等の可否について、近畿中部防衛局長に対して意見の具申を行う。

(事務局)

第4 通達第4第3項の規定により、近畿中部防衛局契約課に事務局を設置し、事務局長に契約課長を充てるものとする。

2 事務局長は、委員会の運営に関する事務の全般的取りまとめを行うものとし、事務及び入札並びに契約に関する審議に必要な資料を契約実施機関幹事と調整し、報告書式の取りまとめを行う。

3 事務局には次の幹事等を置く。

(1) 契約実施機関幹事 近畿中部防衛局（東海防衛支局を含む。）並びに近畿中部防衛局の管内に所在する陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び防衛装備庁（以下「各機関」という。）ごとの主たる契約実施機関の長が指名

各契約実施機関の入札及び契約に関する審議に必要な資料の取りまとめ及び資料作成を行うとともに、近畿中部防衛局の幹事との調整を行い、報告書式を提出する。

(2) 契約実施機関事務局員 主たる契約実施機関の長は、必要がある場合は指名する。

契約実施機関幹事の指示により、各契約実施機関の入札及び契約に関する審議に必要な資料の取りまとめ及び作成を行う。

4 契約実施機関幹事は、委員会の審議に必要な説明ができる担当者を委員会に出席させるよう必要な調整を行う。

5 契約実施機関幹事は、審議終了後、審議対象案件に関する委員会の議事概要を作成し、事務局長に提出する。

(報告等)

第5 近畿中部防衛局長は、通達第7の規定による報告を行ったときは、その写しを地方協力局長、各幕僚長及び各機関の主たる防衛省発注機関の長のうち関係する機関に送付するものとする。

(雑則)

第6 この規則に定めるもののほか、委員会の審議の手続きその他必要な事項は委員長が定め、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

1 この達は、平成20年5月9日から施行し、平成20年3月21日から適用する。

2 近畿中部防衛局入札監視委員会運営規則（平成19年近畿中部防衛局達26号）は廃止する。

附 則（平成21年近畿中部防衛局達第1号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和5年近畿中部防衛局達第3号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。